

監 事 監 査 報 告 書

令和6年5月23日

学校法人 和泉宮学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 和泉宮学園

監 事 林 弘子

監 事 松尾 玲美

私たちは、学校法人和泉宮学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条の規定に基づいて同学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）における計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、並びに附属明細表）並びに事業報告書及び理事の業務執行状況、財産の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、上記の計算書類は学校法人会計基準に準拠しており令和6年3月31日現在の財産状況、及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたします。

(注) 監事 林 弘子及び松尾玲美は、両名とも私立学校法第39条に定める外部監事です。